

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業協同組合等が貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の延長（①株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）又は農業近代化資金）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）又は農業近代化資金の貸付けを受けて農業協同組合等が設置・取得した共同利用施設・機械等</p> <p>・ 特例措置の内容 不動産取得税の課税標準について、評価額に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を評価額から控除</p>		
関係条文	地方税法附則第11条第12項		
減収見込額	(初年度) ー (▲141) (平年度) ー (▲153) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進を図るため、共同利用施設の活用により農業者の過剰投資を避けつつ農業経営の改善を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 意欲ある多様な農業者の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた目標の達成のため、本措置を活用することにより着実に農業経営の改善を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展を図る。</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の改善を図る。</p>
	政策の達成目標	融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、意欲ある多様な農業者の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に揚げられた目標の達成のため、本措置を活用することにより着実に農業経営の改善を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、意欲ある多様な農業者の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に揚げられた目標の達成のため、本措置を活用することにより着実に農業経営の改善を図る。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 25 年度 30 件 141 百万円 平成 26 年度 33 件 153 百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、資力の弱い個々の農業者による過剰投資を避け経営の改善が図られるとともに、農業生産の向上に資するという役割を果たせる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は共同利用施設設置初年度の負担軽減を図るものであり、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設整備が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限なく、機動的に対応できる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成19年度 53件 137百万円 平成20年度 64件 118百万円 平成21年度 54件 128百万円 平成22年度 21件 107百万円 平成23年度 33件 180百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置は共同利用施設設置初年度の負担軽減を図るものであり、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設整備が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限なく、機動的に対応できる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>前回、恒久措置から2年間の時限措置に変更されたため、達成目標は設定していない。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和30年度 評価額－貸付額（創設） 昭和54年度 評価額－（評価額×貸付額／取得価格） 平成23年度 2年間の適用期限を設定</p>